

雑 録

製鐵上に關する最近公布の勅令 文中「左」とあるを「次」と解すること

勅令

朕製鐵所官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和9年1月30日 (内閣總理、商工)

勅令第7號 製鐵所官制中次ノ通改正ス

第2條 製鐵所ニ次ノ職員ヲ置ク

| | | | | |
|-----|------|----|------|----|
| 長官 | 勅任 | 書記 | 專任9人 | 判任 |
| 副參事 | 專任2人 | 奏任 | | |

第5條及第5號ノ2ヲ削ル

第6條中「理事參事及」ヲ削リ同條ヲ第5條トス

第7條、第7條ノ2及第9條乃至第14條ヲ削リ第8條ヲ第6條トス

附則 本令ハ昭和9年2月1日ヨリ之ヲ施行ス

製鐵所ハ政府ガ日本製鐵株式會社法ニ依リ製鐵所特別會計ニ屬スル固定財産其ノ他ノ財産ヲ出資シタル後ニ於テハ其ノ前ノ鋼鐵ノ製造及販賣ニ關スル事務ヲ掌ル

本令施行 際現ニ本令ニ依ル廢官ニ係ル官ニ在リ休職中ナル者ニ付テハ其ノ休職滿期ニ至ル迄ノ間臨時其ノ官ヲ置カレタルモノトシ其ノ官等及俸給ハ従前ノ例ニ依ル

勅令

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和9年1月30日 内閣總理大臣

勅令第8號 高等官等俸給令中次ノ通り改正ス

第8條中「製鐵所技監」、「製鐵所理事總務部長タルモノ」、「製鐵所理事」及「製鐵所醫官」ヲ削ル

第14條中「製鐵所參事」及「製鐵所醫官」ヲ削ル

別表第1表商工省ノ部中製鐵所理事總務部長タルモノノ項、製鐵所理事ノ項製鐵所技監ノ項及製鐵所醫官ノ項ヲ削ル

別表第4表中「製鐵所理事奏任タルモノ」ヲ削ル

附則 本令ハ昭和9年2月1日ヨリ之ヲ施行ス

勅令

朕昭和8年法律第48號製鐵業獎勵法中改正法律施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和9年1月30日 (内閣總理、大藏、内務、商工)

勅令第9號 昭和8年法律第48號ハ昭和9年2月1日ヨリ之ヲ施行ス

勅令

朕昭和8年法律第48號製鐵業獎勵法中改正法律ノ一部ヲ朝鮮ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和9年1月30日 (總理、拓務)

勅令第10號 昭和8年法律第48號附則第2項及第3項ハ之ヲ朝鮮ニ施行ス

附則 本令ハ昭和8年法律第48號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令

朕製鐵業獎勵法施行令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

昭和9年1月30日 (總務、大藏、商工、拓務)

勅令第11號 製鐵業獎勵法施行令中次ノ通改正ス

第2條第1項中「及第8條第2號」ヲ削ル

第5條 削除 第6條 削除

第10號第1項中「1割5分」ヲ「1割5分以内」ニ、「24圓66錢」ヲ「24圓66錢以内」ニ、「31圓50錢」ヲ「31圓50錢以内」ニ、「1割8分」ヲ「1割8分以内」ニ改ム

第16條中「第5條、」ヲ削ル

附則 本令ハ昭和8年法律第48號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス 昭和8年法律第48號附則第2項ニ規定スル銑鐵ノ獎勵金ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第10條第1項各號ノ一ニ該當スル鋼材ニシテ本令施行前第8條第1項ノ使用又ハ引渡アリタルモノニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

〔參照〕 大正15年4月9日公布勅令第58號製鐵業獎勵法施行令抄録

第2號第1項

製鐵業獎勵法第2條乃至第4條及第8條第2號ノ期間ハ製鐵能力1年3萬5,000噸未滿ノ場合ニ在リテハ2年以内、10萬噸未滿ノ場合ニ在リテハ3年以内、20萬噸未滿ノ場合ニ在リテハ5年以内、20萬噸以上ノ場合ニ在リテハ7年以内ニ於テ商工大臣之ヲ定ム

第5條 製鐵業獎勵法第2條第1號及第2號ノ獎勵金ハ本令施行後ノ製造ニ係ル銑鐵ヲ其ノ製造者カ鋼鐵ノ製造ニ使用シタル場合ニ之ヲ交付ス

商工大臣作業ノ狀況ニ依リ已ムヲ得サル事由アリト認ムルトキハ本令施行後ノ製造ニ係ル銑鐵ヲ其ノ製造者カ鋼鐵ノ製造ニ使用セザル場合ト雖前項ノ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

製鐵業獎勵法第8條第3號ノ獎勵金ハ銑鐵製造事業者及鋼鐵製造事業者間ニ於ケル繼續シテ熔銑ヲ供給スルコトヲ目的トスル契約ニ基キ本令施行後ノ製造ニ係ル熔銑カ鋼鐵ノ製造ニ使用セラレタル場合ニ其ノ銑鐵製造者ニ之ヲ交付ス

前3項ノ獎勵金ハ國ノ工場ニハ之ヲ交付セズ

第6條 獎勵金ノ金額ハ前條第1項及第3項ノ場合ニ在リテハ鋼鐵ノ製造ニ使用シタル銑鐵1噸ニ付6圓以内、同條第2項ノ場合ニ在リテハ製鋼ノ用ニ供セラレタルコトヲ證明シタル場合ハ銑鐵1噸ニ付5圓以内、其ノ他ノ場合ハ銑鐵1噸ニ付3圓以内トス

第10條第1項

第7條ノ獎勵金ノ金額ハ左ノ區別ニ依ル

1. 鋼塊及鋼片 其ノ價額ノ1割5分
2. 條及竿 1噸ニ付24圓66錢
3. 板
 - 甲、厚3耗ヲ超エサルモノ 1噸ニ付31圓50錢
 - 乙、其ノ他 1噸ニ付24圓66錢
4. 筒及管
 - 甲、内徑150耗ヲ超エサルモノ 其ノ價格ノ1割8分
 - 乙、其ノ他 其ノ價格ノ1割5分
5. 關稅定率法別表輸入稅表第462號ノ2特殊鋼ニ該當スルモノ 其ノ價格ノ1割8分

第16條 第2條、第5條、第8條乃至第10條及第14條中商工大臣トアルハ製鐵業獎勵法ヲ朝鮮ニ施行スル範圍ニ於テハ朝鮮總督トス

日本製鐵株式會社關係法令一括 (文中「左」とあるを「次」と解すること)

日本製鐵株式會社法 (昭和八年四月六日
法律第四十七號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル日本製鐵株式會社ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(總理、大藏、內務、商工大臣副署)

日本製鐵株式會社法

第一條 日本製鐵株式會社ハ本邦ニ於ケル製鐵事業ノ確立ヲ圖ル爲
政府其ノ他ノ製鐵事業者ノ製鐵事業ヲ基礎トシテ之ヲ設立スルモ
ノトス

第二條 日本製鐵株式會社ハ鐵鋼ノ製造及販賣ニ關スル事業ヲ營ム
コトヲ目的トスル株式會社トス

日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル
業務ヲ營ムコトヲ得

第三條 日本製鐵株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝
國國民又ハ帝國法令ニ依リテ設立シタル法人ニシテ其ノ議決權ノ
過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スル
コトヲ得

第四條 政府ハ製鐵所特別會計ニ屬スル固定財産其ノ他ノ財産ヲ以
テ出資ノ目的トナスコトヲ得

第五條 政府ハ日本製鐵株式會社ノ株式總數ノ二分ノ一ヲ超ユル數
ノ株式ヲ所有スルコトヲ要ス

第六條 政府ハ日本製鐵株式會社ノ業務ヲ監督ス

第七條 政府ハ日本製鐵株式會社監理官ヲ置キ日本製鐵株式會社ノ
業務ヲ監視セシム

日本製鐵株式會社監理官ハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ノ金庫、
帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本製
鐵株式會社ニ命ジテ營業上諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコト
ヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ日本製鐵株式會社ノ株式總會其ノ他諸
般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル
命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ業務ニ關シ軍事上其ノ他公
益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 取締役及監査役ノ選任及解任定款ノ變更、利益金ノ處分、
社債ノ募集、合併並ニ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非
ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ商法第二百十二條ノ二ノ決議ニ付亦同ジ

第十一條 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ
製鐵事業ヲ讓受クルコトヲ得ズ

前項ノ製鐵事業ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 主務大臣商法第二百十二條ノ二ノ決議ノ認可ヲ爲サント
スルトキハ出資ノ目的タル金錢以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ與
フル株式ノ數ニ付製鐵事業評價審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス
合併ノ決議又ハ製鐵事業ノ讓受ノ認可ヲ爲サントスル場合ニ於ケ
ル合併比率又ハ讓受價格ニ付亦同ジ

第十三條 製鐵事業評價審査委員會ノ組織及權限ハ命令ヲ以テ之ヲ
定ム

第十四條 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ
其ノ所有スル重要財産ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ重要財産ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 日本製鐵株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認
可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止ス

ルコトヲ得ズ

第十六條 政府ガ第四條ノ規定ニ依リ出資ヲ爲ス場合ニ於テハ主務
大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本製鐵株式會社ニ對シ政府ノ製鐵
事業ニ從事スル者ノ引繼ニ關シ其ノ者ノ解職ノ場合ニ於ケル手當
其ノ他ニ付必要ナル事項ヲ命ジ又ハ昭和四年法律第二十八號及昭
和五年法律第三號ニ依ル政府ノ債務ノ辨濟ニ要スル經費ノ支辨ニ
關シ必要ナル負擔ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 日本製鐵株式會社ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シ
タル命令又ハ前條ノ規定ニ依リ解職ノ場合ニ於ケル手當ニ付主務
大臣ノ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ニシテ命令ニ定ムルモノ
ニ相當スル金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ所有スル株式ニ對
スル配當ニ充ツベキ利益金ヨリ控除スルコトヲ得前條ノ規定ニ依
リ同條ノ規定スル政府ノ債務ノ辨濟ニ要スル經費ノ支辨ニ關シ必
要ナル負擔ヲ命ゼラレタル場合ニ於ケル其ノ負擔額ニ相當スル金
額ニ付亦同ジ

第十八條 日本製鐵株式會社其ノ設立ノ日ヨリ五年以内ニ左ノ事項
ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス但シ
登録税法ノ規定ニ依リ算出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キト
キハ其ノ額ニ依ル

一 設立、資本ノ増加、合併又ハ第二回以後ノ株金拂込

拂込株金額、増資拂込株金額又ハ毎回拂込株金額ノ千分ノ一

二 設立、資本ノ増加又ハ製鐵事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動産
又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得

不動産又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三

北海道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本製鐵株式會社
ニ對シ前項ノ規定スル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得ニ關シ
地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

第十九條 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セント
スルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ決議法令若ハ定款ニ違反
シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得
主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ取締役又ハ監査役ノ行爲法令若ハ
定款ニ反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ
得取締役又ハ監査役主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ又
同ジ

第二十一條 日本製鐵株式會社ニ非ザルモノハ日本製鐵株式會社又
ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ日本製鐵株式會社ノ取締役又ハ其ノ
職務ヲ行フ監査役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第八條、第九條又ハ第十六條ノ規定ニ依リテ主務大臣ノ爲シ
タル命令ニ違反シタルトキ

二 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルト
キ

第二十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下
ノ過料ニ處ス

第二十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前
二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十五條 本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本製鐵株式會社ノ設立ニ關ス
ル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ政府其ノ他ノ製鐵事業者ノ出資ノ目的タル金錢以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ興フル株式ノ數ニ付製鐵事業評價審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第二十八條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第二十九條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第三十條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第三十一條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第三十二條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本製鐵株式會社ノ取締役ニ引渡スベシ

勅令 (昭和八年九月二十一日) 勅令 第二百四十三號

朕日本製鐵株式會社法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (總理、大藏、內務、商工大臣副署)

勅令第二百四十三號

日本製鐵株式會社法ハ昭和八年九月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

日本製鐵株式會社法施行令 (昭和八年九月二十二日) 勅令 第二百四十四號

朕日本製鐵株式會社法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、大藏、陸軍、商工、海軍大臣副署)

日本製鐵株式會社法施行令

第一條 商工大臣ハ日本製鐵株式會社法第十六條ノ規定ニ依リ日本製鐵株式會社ニ對シ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得

一 製鐵所ヨリ引繼ギタル從業者ノ解職ノ場合ニ於テハ商工大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ引繼前ノ勤績年數ヲ其ノ者ノ引繼後ノ勤績年數ニ通算シテ算定シタル手當金ヲ支給スベキコト

二 製鐵所ヨリ引繼ギタル從業者ノ共濟組合ニ對シ政府ガ從來製鐵所共濟組合ニ對シテ爲シタル給與ノ割合ヲ基準トシテ商工大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル給與ヲ爲スベキコト

三 前二號ノ外製鐵所ノ從業者ノ引繼ニ關シ其ノ者ノ待遇其ノ他ニ付必要ナル事項

四 昭和四年法律第二十八號及昭和五年法律第三號ニ依リ製鐵所特別會計ニ屬センメラレタル債權債務ヲ一般會計ガ承繼シタル場合ニ於テ其ノ債權ニ付辨濟トシテ政府ノ毎年度受取りタル金額ガ其ノ債務ノ辨濟トシテ政府ノ當該年度ニ於テ支拂ヒタル金額ニ達セザルトキハ其ノ不足額ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スベキコト

第二條 日本製鐵株式會社法第十七條ノ損失ハ左ニ掲グルモノトス

一 日本製鐵株式會社法第九條ノ規定ニ依リ保持ヲ命ゼラレタル鐵鑛其ノ他ノ製鐵原料ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ取得ニ要シタル資金ノ利息ニ相當スル金額

二 日本製鐵株式會社法第九條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル特殊ノ研究ニ要シタル費用ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

三 前條第一號ノ規定ニ依ル命令ニ依リ支給シタル金額ノ中商工大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ支給ヲ受ケタル者ノ引繼前及引繼後ノ勤績年數及俸給又ハ給料其ノ他ヲ參酌シテ引繼前ノ勤務ニ對スルモノトシテ算定シタル金額

前項第一號ノ資金ノ算定方法及利息ノ率ハ商工大臣之ヲ定ム

第三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣日本製鐵株式會社法第九條ノ規定ニ依リ軍事上必要ナル命令ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ニ協議スベシ

第四條 商工大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣日本製鐵株式會社法第九條ノ規定ニ依リ日本製鐵株式會社ノ經理ニ影響ヲ及ボスベキ事項ニ付命令ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

第五條 左ノ場合ニ於テハ商工大臣ハ大藏大臣ニ協議スベシ

一 日本製鐵株式會社法第十條ノ規定ニ依リ資本ノ増減其ノ他重要ナル事項ニ關スル定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併若ハ解散ノ決議又ハ商法第二百十二條ノ二ノ決議ノ認可ヲ爲サントスルトキ

二 日本製鐵株式會社法第十一條若ハ第二十七條ノ規定ニ依ル認可又ハ第十六條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキ

三 第二條第一項第一號ノ資金ノ算定方法及利息ノ率又ハ同條同項第三號ノ金額ノ算定方法ヲ定メントスルトキ

第六條 日本製鐵株式會社ノ決算ハ會計検査院ノ検査ヲ受クルコトヲ要ス

附 則

本令ハ日本製鐵株式會社法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令 (昭和九年一月二十四日) 勅令 第二號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ日本製鐵株式會社ノ從業者ニ對スル扶助ノ特例ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、內務大臣副署)

勅令第二號

日本製鐵株式會社ハ會社從業者ノ組織スル共濟組合ガ會社ヨリ給與金ヲ受ケ組合員ノ業務上ノ負傷、疾病又ハ死亡ニ關シ給付ヲ爲ス場合ニ於テ豫メ內務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ共濟組合ノ組合員又ハ其ノ遺族若ハ組合員ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ對シ工場法施行令ニ定ムル扶助ヲ爲スコトヲ要セズ前項ノ場合ニ於テ共濟組合其ノ給付ヲ爲サザルトキハ日本製鐵株式會社ハ共濟組合ノ爲サザル給付ノ限度ニ於テ給付ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ許可ハ內務大臣同項ノ給與金及給付ノ程度ガ工場法施行令ノ規定ニ照シ適當ナリト認メタル場合ニ於テ日本製鐵株式會社ノ爲スコトヲ要セザル扶助ノ種類ヲ指定シテ之ヲ爲スモノトス 內務大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消スコトヲ得 第一項ノ許可又ハ前項ノ許可ノ取消ハ內務大臣之ヲ告示ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省 令

商工省令第二號

日本製鐵株式會社法施行規則左ノ通定ム

昭和九年一月三十一日

商工大臣 男爵 中島久 萬吉

日本製鐵株式會社法施行規則

第一條 日本製鐵株式會社ハ營業期毎ニ事業計畫ヲ定メ豫算書ヲ添ヘ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

事業計畫ヲ變更セントスルトキ亦前項ニ同シ

第一項ノ認可ノ申請ハ營業期開始ノ二月前迄ニ之ヲ爲スベシ

日本製鐵株式會社ハ每營業期經過後遲滞ナク事業成績書ヲ商工大

臣 = 提出スベシ

第二條 日本製鐵株式會社ハ營業期毎ニ其ノ決算ニ付商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三條 日本製鐵株式會社其ノ職制會計規程又ハ從業者給與規程其ノ他ノ業務ニ關スル重要ナル規程ヲ設ケントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ改廢セントスルトキ亦同ジ

第四條 日本製鐵株式會社ハ其ノ經理ニ影響ヲ及ボスベキ多額ノ投資貸付又ハ借入其ノ他重要ナル契約ヲ締結セントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五條 日本製鐵株式會社ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ商法第百九十條ニ掲グル書類及株主名簿ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第六條 日本製鐵株式會社ハ株主總會終結後遲滞ナク其ノ決議録ノ寫ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第七條 日本製鐵株式會社ハ毎月其ノ事業ノ狀況報告書ヲ作成シ翌月末日迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第八條 日本製鐵株式會社ハ毎月末日ニ於ケル總勘定元帳ノ殘高ニ依リ貸方借方對照表ヲ作成シ翌月十日迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第九條 日本製鐵株式會社法第十一條ノ製鐵事業ノ範圍ハ銑鐵製造事業(副生物ノ製造ヲ含ム)、鋼鐵製造事業及鋼材製造事業並ニ此等ノ事業ト共ニ讓受クル日本製鐵株式會社法第二條ノ附帶事業トス

第十條 日本製鐵株式會社法第十四條ノ重要財産ノ範圍左ノ如シ

- 一 製銑設備、製鋼設備、鋼材製造設備、骸炭製造設備、副生物製造設備、耐火煉瓦製造設備及選鑛其ノ他鑛物處理ニ關スル設備
- 二 動力設備、給水設備、排水設備、工作設備、輸送設備(總噸數1,000噸以上ノ船舶、岸壁棧橋、荷役設備、鐵道、軌道、架空索道及捲揚裝置)及研究設備
- 三 三ヘクタール以上ノ土地及延面積四十アール以上ノ建物
- 四 工業所有權、鑛業權、土石採取ヲ行フ權利、公有水面ニ埋立ヲ爲ス權利及水ノ使用ニ關スル權利

第十一條 日本製鐵株式會社ハ前條ノ財産其ノ他之ニ準ズベキ重要財産ヲ讓受ケントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十二條 日本製鐵株式會社其ノ事業ノ全部若ハ一部ノ廢止、全部ノ休止又ハ六月以上ニ亘ル一部ノ休止ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十三條 日本製鐵株式會社法施行令第二條第一項第一號ノ製鐵原料ハ鐵鑛及滿俺鑛トス

第十四條 日本製鐵株式會社法施行令第二條第一項第二號ニ掲グル費用ハ人件費、原料及材料費、動力及燃料費、消耗品費、修繕費、減價償却費並ニ雜費トス但シ其研究ニ伴フ製品收入其ノ他ノ收入ハ其費用ヨリ之ヲ控除スルモノトス

第十五條 日本製鐵株式會社法第十七條ノ規定ニ依リ政府ノ所有スル株式ニ對スル配當ニ充ツベキ利益金ヨリ控除シ得ベキ金額アル場合ニ於テ其ノ利益金額ガ控除シ得ベキ金額ニ達セザルトキハ其ノ不足額ハ次ノ營業期ニ於ケル控除シ得ベキ金額ニ之ヲ合算シ其ノ合算額ヲ以テ次ノ營業期ニ於ケル控除シ得ベキ金額トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條第一項ノ認可ノ申請ハ第一回ノ營業期ニ在リテハ會社ノ設立登記後一月内ニ、第二回ノ營業期ニ在リテハ營業期開始ノ一月前迄ニ之ヲ爲スベシ

釜石鑛山株式會社の最近營業狀況

第 33 回營業報告 發表に依れば昭和 8 年 6 月 1 日より同年 11 月 30 日に至る事業年度の概況次の如し。

事業概況 本期は高爐 2 基完全なる操業をなし之に順應せしむる爲増設工事中の 50 噸平爐 1 基、壓延第 2 小型工場並第 3 中型工場等完成し夫々本期中に作業を開始するに至り工場作業極めて順調にして生産費の低下を見、市況は前期に比し稍々不安ありたるにも不拘良好なる業績を擧げ得たり。

株式 本期中株式の異動なく期末現在株主數 13 名なり。

庶務要件

官廳事項

試掘鑛區願替出願許可登録 3 件

鑛區 期末現在當社所有鑛區面積は 882 萬 7,867 坪にして其内譯次の如し。

探 掘 342 萬 500 坪 試 掘 510 萬 7,367 坪

貸借對照表(昭和 8 年 11 月 30 日現在)

| 資 産 之 部 | | 負 債 之 部 | |
|---------------------|---------------|-----------------|---------------|
| 起 業 費 | 33,020,232.26 | 資 本 金 | 20,000,000.00 |
| 有 價 證 券 | 27,500.00 | 法 定 積 立 金 | 490,000.00 |
| 出 資 金 | 20,500.00 | 準 備 積 立 金 | 800,615.83 |
| 貯 藏 物 品 | 1,911,725.48 | 恩 給 資 金 | 110,462.29 |
| 製 産 品 | 1,469,820.51 | 社 債 | 1,475,000.00 |
| 未 決 算 | 742,383.07 | 預 り 金 | 512,964.66 |
| 三 井 鑛 山 株 式 會 社 預 金 | 2,000,000.00 | 三 井 鑛 山 株 式 會 社 | 2,737,704.99 |
| 正 | 2,027.62 | 支 拂 手 形 | 12,892,290.00 |
| 前 期 繰 越 損 金 | 2,026,939.85 | 銀 行 | 559.06 |
| 合 計 | 41,221,123.79 | 當 期 純 益 金 | 2,201,531.96 |
| | | 合 計 | 41,221,123.79 |

財 産 目 録 (昭 和 8 年 11 月 30 日 現 在)

| | | | |
|---------------|---------------|-------|---------------|
| 工 場 及 附 屬 物 件 | 33,020,232.26 | 製 産 品 | 1,469,820.51 |
| 原 料 及 材 料 | 1,911,725.48 | 債 權 | 2,742,383.07 |
| 有 價 證 券 | 27,500.00 | 正 貨 | 2,027.62 |
| 出 資 金 | 20,500.00 | 合 計 | 39,194,188.94 |

損 益 計 算 書 (昭 和 8 年 下 期)

| 收 入 之 部 | | 支 出 之 部 | |
|-------------|---------------|-------------|--------------|
| 鑛 山 收 入 | 11,780,823.84 | 鑛 山 支 出 | 9,090,613.10 |
| 釜 石 鐵 道 收 入 | 199,960.42 | 釜 石 鐵 道 支 出 | 122,412.20 |
| 計 | 11,980,784.26 | 計 | 9,213,025.30 |
| 差 引 | | 再 差 引 | |
| 總 益 金 | 2,767,758.96 | 當 期 純 益 金 | 2,201,531.96 |
| 起 業 費 償 却 | 566,227.00 | | |

益 金 處 分 案 (昭 和 8 年 下 期)

| | |
|-------------|--------------|
| 當 期 純 益 金 | 2,201,531.96 |
| 前 期 繰 越 損 金 | 2,026,939.85 |
| 差 引 益 金 | 174,592.11 |

此 處 分 次 の 如 し。

後 期 繰 越 益 金 174,592.11

【新 刊 紹 介】

航空機の材料及化學 工學士 荒木鶴雄著 定價 4 圓 丸善發行

本書はその内容を 13 章に分ち先づ主なる航空機材料の分類を行ひ次に鐵鋼、輕合金に就て記述し、主要なる材料試験並に検査法を記し、金屬材料の腐蝕と防蝕、金屬接合、木材、被覆材料及纖維類、塗料、接合劑、ゴム、燃料、潤滑油及びその他の化學製品に就て述べてある。記述の範圍は頗る廣く實際の仕事に従事してゐる著者の如き人にして初めてなし得る所である。其餘りに廣範圍に互つて記述してあるため菊判約 400 頁では記述が充分でないところが隨所に

見られる。然し又之を一面から見れば内容は簡にして而も要を得、直接航空機製作に従事すると否とに拘らず一般の好参考書である。筆者は此種有益なる工學書が益々實際の経験家によつて書かれんことを希ふものである。(山田)

東北帝大金屬工學部紀念講演會

東北帝國大學工學部金屬工學教室創立十週年紀念として仙臺、東京、名古屋、大阪に於て講演會あり、東京に於ける分次の如し。

第一回(3月31日、土曜日)夜間 通俗講演會
金屬材料に於ける軌近の進歩

- | | |
|-------------|-------|
| 1. 特殊鋼の進歩 | 村上教授 |
| 2. 高級鑄鐵 | 濱住教授 |
| 3. 工具材料の進歩 | 武田助教授 |
| 4. 輕合金の發達 | 佐藤助教授 |
| 5. 表面硬化と防銹法 | 錦織講師 |

第二日(4月1日、日曜)
卒業生研究發表會

獨逸合同製鐵コンツェルンの新組織 (昭和8年12月5日附在獨、長井商務書記官報告)

(1) Vereinigte Stahlwerke A. G. (2) Gelsenkirchener Bergwerks A. G. (3) Phönix Aktiengesellschaft für Bergbau und Hüttenbetrieb, (4) Vereinigte Stahlwerke Van der Zypen und Wissener Eisenhütten A. G. の4社より成る重役會議は1933年10月27日に至りフェライニヒテ・シュタルウエルケ・コンツェルンの改革に付豫め合同協議せる後、更に各社別重役會議を開き同コンツェルンの組織改革に關し、各幹部により提示せられたる提案に一致賛同せり。

即ち1933年11月29日以上4社の總會をエツゼン市に召集し、フェルカイニヒテ・シュタル・ウエルケ・アゲ(略稱シュタル・フェルカイン)フェニツクス・アゲ・フェール・ベルグバウ・フェツテン・ベトリブ(略稱ラエニツクス及フェルアイニヒテ・シュタルウエルケ・ファン・デル・ツイツペンウインド・ウイツモネル・アイゼンフェツテン・アゲ(略稱ファン・デル・ツイツペン)3社の全財産を商法第306條の規定に従ふ合併の方法によりゲルゼンキルヒネル・ベルグウエルクス・アゲ(略稱ゲルゼンベルグ)へ移動する件に關し可決す可く決定を見たり、而して定められたる各社株の交換條件は次の如し。

フェルアイニヒテ・シュタルウエルケの一般株主は、同社株の額面價格3,000馬克に對し、ゲルゼンキルヒネル・ベルグウエルクス株2,000馬克を受け、フェニツクスの一般株主は同社株5,000馬克の額面價格に對し、4,000馬克のゲルゼンベルグ株を受けファン・デル・ツイツペンの社外株主は同社株額面價格3,000馬克に對し、5,000馬克のゲルゼンベルグ株を配布せらるべし。

ゲルゼンベルグは亦合同以後シュタルフェルアインの名稱を繼承し、其の所在地をデユツセルドルフ市に移し、舊株2億5,000馬克及優先株1,300萬馬克より成れる従來の資本金を、他の3社全財産引受の爲増資せらるることゝなれり。

新に組織せらるるシュタルフェルアインの全資本金はゲルゼンベルグが1928年に於て同社のノートス債(Notes-Anleihe)に對し、擔保として保留せるシュタルフェルアイン株1億2,000萬馬克(之をゲルゼンベルグ株に換算すれば8,400萬馬克)の資本繰入及優先株の舊株への繰替を完了せる場合には5億6,000馬克となり、更に公稱積立金7,600萬馬克が加はる筈なり、尙シュタルフェルアイン所屬各社の集團的分類續行に就ても肯定的なる了解が得られ、幹部は是等會社を企業會社の形式を有し、法律上獨立せる諸社に分

つ可き權能を附與せられたり。

ゲルゼンベルグの重役會議は、亦モノポール炭坑及舊エツゼネル・シュタイレンコーレ・アゲの所有なりし諸採掘設備、更に企業的に同社に屬せる關係事業等を總括するゲルゼンベルグ所有炭坑を新に設立す可き資本金7,000萬馬克の株式會社に纏め、エツゼネル・シュタイレンコーレンベルグバウ・アゲ(Essener Steinkohlen Bebau A. G.)と稱す可く決定せり。1928年のゲルゼンベルグ社債たるノートス債の交換も之と關連して決定せられたり。更に本年11月29日の總會に提出せられたる、ゲルゼンベルグの1933年3月31日を期限とせる決算報告及損益勘定も、重役會議により承認せられたり。

營業年度1932~33年ゲルゼンベルグの業績は經費、租税、支拂利子の總べてを差引清算し、533萬1,692馬克の剩餘金を生ぜしめたり、同剩餘金は重役會議の決議により企業設備關係控除金として429萬1,766馬克、其他の財産關係控除金として103附9,926馬克が保留せられ、前年度よりの利益繰越金628萬6,132馬克が、本年度の分へ書換らるることゝなれり。

10月27日シュタルフェルアイン、フェニツクス、ゲルゼンベルグ及ファン・デルツイツペンの伯林の合同會議の席上、フェニツクス博士(Dr. Vögler)は現在提案されつゝある鑛山工業團組織整理動機及其原則に付説明を與へ、午後に至り各重役會は簡別會議に於て自ら此大規模なる資本移動の各部分に關し決議する處ありたり、是等交渉の結果を公表すれば次の如し。

即ち幹部の報告に現はれたる處に依れば、久敷以前より豫知せられたる組織改革案の内容に比較し、最近進捗せる交渉の結果は、其骨子に於て殆ど本質的な差異を見ず、シュタル・フェルアイン新組織の構成に至らしめたる思考の根底をなすものは次の二主要目標なり。

- (1) 硬直なる組織を融通性あるものに弛緩せしむること。
- (2) 複雑交錯せる金融方面を解體簡單化せしむること。

尙第三の見地として同様重要なは、責任資本を設備し、且關係事業の収益能力に適應せしむる事なるも、此點は何れの程度迄に現實化せらるるやは將來數年間の發達に俟つ可きものなり。

以下組織上の新秩序、全コンツェルンの各集團への改編分類に關し略述するも、以上は最後の集團形式の正確なる圖には非ず、亦各集團の決定的名稱にも非ず、單に各集團區別上の種々根本的見地を透視せしむ可き略圖に過ぎざるなり。要するに將來のシュタルフェルアインは純粹なるホールディングコムパニーとして先づ幾箇かの企業會社を支配し、狹義に於て實質上シュタルフェルアイン・コンツェルンに所屬する種々の企業は此等の企業會社に編入せらる可きものとす。

企業の區別は地方的に隣接せるものを以て一集團とする場合と、生産階級的に類似せるものを以て統一體とする場合との2種に分るゝが故に必然的に一部交錯を來す可し、フェツテンウエルケ・ジーガーランド(Hüttenwerke Siegerland)の如きは純粹なる地方的統一の一例なり、一方炭坑企業の全部は一集團に統一せられ、ルールウニオン・ベルグバウ・アゲ(Ruhr Union Bergbau A. G.)の名稱を附せらるる筈なり、其他シュタル・フェルアイン所屬の原料企業も、特殊なる一集團として統一せらる可く豫想せらる。

以上に反しエツゼネルシュタイレン・ベルグバウ・アゲの一團はゲルゼンベルグと共にシュタル・フェルアインに編入せらるゝと雖、特殊なる炭坑集團には加へられざる可く、其理由はシュター

ル・フェルアインの從來よりの所屬炭坑のみにて、同コンツエルン
の需要が量的にも質的にも十分に滿され得るに在り。

新に組織せらるゝ第二團と見做し得べきものは、直接シュタール
フェルアインの中樞的生産部門に屬せざるも、之と或程度迄有機的
に聯繫せる諸事業より成るものなり。第三集團は販賣會社殊に石炭
及鐵の販賣會社を統一せるものにして、其他の關係事業は第四集團
として、住宅會社アルピネ・モンター、ルール・シュタール、エツ
セネル・シュタインコーレ、デマツク及エーデルシュタール等を包括
す可し。

Vereinigte Stahlwerke Aktien Gesellschaft. は (1) 主體企業
と有機的に結合せる關係事業、(2) 販賣會社、(3) 其他の傍系事
業、(4) 企業會社 (Ruhrunion Bergbau A. G. Essen. August
Thyssen Hütte, Düisburg. Bochumer Verein für Gusstahl.
Dortmund Hoerder Hüttenverein. Deutsche Eisenwerke, Mü-
hlheim. Deutsche Röhrenwerke Düsseldorf. Hüttenwerke Sie-
gerland. Westf. Union A. G. für Eisen u. Drahtindustrie. の
精製事業) より成る。

新なる所屬諸會社の第一主要集團及其他の新系統が多かれ、少か
れ、シュタール・フェルアインの支配的參加の下に獨立せる會社と
して取扱はれ、以上の分類の如く企業會社の名稱の下に存在するは
一定の理由によるものにして、國外債權者の希望に副ふ可き必要を
生じ、殊に米國の債權者は同國法律の一定條文に強く束縛せられつゝ
ある關係上、其利害を考慮して特に彼等の好都合なる形式が選ば
れたる爲なり。

理論的なる整理方法を以てせば、社債々務全額は新會社各社負債
の部へ記入し、其他新所屬會社の擔保全部は是等企業設備が新會社
へ編入せられたる場合を前提として、新會社各社資産の部に於て現
出せしめ得べきも、斯る場合の各社決算殊に事業の性質上僅少なる
株式資本を有するに過ぎざる新會社資産、負債對照表の輪廓は甚だ
不體裁なるものとなる可し、故に事實上同様な目的に到達す可く、
他の方法が選ばれたり。即ち形式上獨立せる新會社は各々自社所屬
の従業員、自社所有の材料及豫備品、自社の債權及債務を以てシュ
タール・フェルアインの計算に應じ、シュタール・フェルアイン所有
の企業設備經營に當ることとなるべし。

シュタールフェルアインの組織改革は事業行政的に觀るも、心理
的影響に於ても、最良の豫測に堪へ得べく、各社幹部の責任強化は
毫も中央指導部の統制力を弛緩せしむる必要なく、一部世評に見る
シュタール・フェルアイン大合同解體の如きは尙更考慮の餘地なき
ものゝ如く、而も新組織は企業全面に亘り其伸縮性を増加せしめ、
従業員の方分工場に對する連帶感を助成し、特に責任感に富み能力
の高き有爲なる新進人物の養成に適するものと見られつゝあり。

新規計畫の組織實行は從來のシュタール・フェルアイン組織以後
停滯せる點より出發すべきものにして、當時は此の大機構を當座の
實用に備ふ可く結釘せしむるの必要に迫られ、其組織も一時の要求
に取ては充分なりしも、困窮時代の再來により組織の徹底化續行を
餘儀なくせられるものなり。

シュタール・フェルアインを繞圍する今回の財産整理に於ての資
金裁量は、主として財政關係の縛れを解き、之を簡單明瞭ならしめん
との意圖に依れり、新シュタール・フェルアインの數字的概観は既
に一般に知られたる處にして、コンツエルン株の抹殺(ゲルゼンベ

ルグはシュタールフェルアイン株及フェニツクス株を抹殺し、フェ
ニツクスはシュタールフェルアイン株を抹殺す) 流動株の交換、一
部表記積立金の切捨可能等によりゲルゼンベルグ側に生ずる帳簿上
の利益及新資本の大きさも大體豫知せられたりと雖、新シュタール・
フェルアインの表記積立金を如何に定むべきや、亦フェニツクス株を
如何に評價す可きや確定せざりし爲、新資本の決定も最近迄動搖せ
るなり、取引所のシュタール・フェルアイン株對ゲルゼンベルグ株
の比例は久敷期間に亘り3對2を持續せるも、フェニツクス株は實
質以下に評價せられつゝありたり、本年度7月26日の取引相場は
シュタール・フェルアイン 38.75, フェニツクス 33.75, ゲルゼンベル
グ 61.25, 10月13日に至るも以上3種の株は 33.12, 33.62, 49.37
にして、フェニツクス株はシュタールフェルアイン株を明に引離た
るは其後の事にして、10月26日の相場はシュタールフェルアイン
31.37, フェニツクス 35.00, ゲルゼンベルグ 45.12 となれるも、尙且
フェニツクス株の取引相場は未だゲルゼンベルグ株に對する交換比
たる5對3に達せず(相場は額面價格に對する100分率にて現せる
ものなり)。

フェニツクス株を市價以上に評價せるは大體3種の好材料に基づ
くものにして、既に其株1億9,100萬馬克(93%に上るファン・デ
ルツイツペンへの投資を含む)は、夫自體2億1,200萬馬克のシュ
タールフェルアイン株を意味し、又同社には債務者よりの利子受取
超過額收入(其内にはシュタールフェルアインへ譲渡せる對蘭借
款よりの利益をもあり)もあり、更に事實フェニツクスの獨占と見
做し得べきファン・デル・ツイツペンが單なるホールディングコムパ
ニーには非ず、例へば計算報告に200萬馬克に計上されつゝある褐
炭坑組合フェルデンベングの遙に多き實際價值を有する事實の如き
は、第3の好材料と見ることを得べし。

新シュタールフェルアインが配當權票決權を有する資本として、
定めたる5億6,000萬馬克以外に既述したるゲンゼンベルグ對米借
款擔保としてのシュタールフェルアイン株1億2,000萬馬克(之を
ゲルゼンベルグ株に換算すれば8,400萬馬克)もあり、以上は新シュ
タールフェルアインの收益勘定より完全に除外せられ、豫備株と
して存在し、責任期間經過後は自然回收せらる可し。

總括的に觀るときは、從來公稱資本金總計12億馬克に達し、約
1億8,000馬克の表記積立金を有せる大コンツエルンは、組織改革
により其資本を約45%に切下、積立金も亦約1億馬克以上の短縮
を見ることとなり、而も資本短縮にも拘らず優秀なる新企業設備を
併有するに至るが故に、責任資本に對する収益能力狀態の改善程度
は3對2、或は2對1に達する資金切捨の範圍に相當す可しと見ら
れつゝあり、幹部の意見に依るも資本短縮の程度は充分なるものゝ
如く、幹部が英米爲替下落の負債輕減の好影響を來たす可き事實を
強調しつゝあるは當然なり。

更に幹部の見解を裏書する事實として、シュタールフェルアイン
の販賣高は最近増加し、新シュタール・フェルアインの資本金は1箇
年に一回轉し得るものと見られつゝあり、企業設備の平均利用率は
新規設備を除外して35%乃至40%と發表せられ、現在更に増率
を續けつゝあり通常各年控除金も容易に捻出せらるゝのみならず、
更に多少の剩餘金を生じつゝあり、何れにもせよ新形式のシュタ
ール・フェルアインは旺盛になりつゝある景氣に向て一步を先んじた
るものと見られつゝあり。(海外經濟事情第5號)

内外最近刊誌参考記事目次

The Foundry, Dec., 1933.
 Mold Press Base in Four Part Flask. Pot Dwyer. pp. 10-12.
 Control Sand in Malleable Foundry. Charles Morrison. pp. 14-15.
 Producing Small Steel Castings. Ralph Burke. pp. 18-19.

The Foundry, Jan., 1934.
 Secure Uniformity in Composition. Pot Dwyer. pp. 10-12.
 Check Reduces Casting Losses. Paul R. Ramp. p. 13.
 Chromium Alloys Steel Casting. J. H. Chichett. pp. 16-18.
 Galvanizing Malleable Castings. Grafton M. Therasher. p. 19.
 Prevent Losses with Proper Gates and Risers. Pat Dwyer. pp. 30-33.

Metal Industry (New York), Jan., 1934.
 The Metal Industries—A Symposium on their Record in 1933 and Prospects for 1934. pp. 2-9.
 Practical Brass Foundry Costs. Thomas H. Williams. pp. 10-11.
 Filtration of Plating Solutions. Louis Weisberg and Willard F. Greenwald. pp. 15-18.

Heat Treating and Forging, Dec., 1933.
 The Design of Nitrided Tools. Bernard Thomas. pp. 93-95.
 Engine Exhaust Valve Failures. C. C. Hodgson. pp. 96-99.
 The Time Required for Heating Steel. J. L. Keller. pp. 100-101.
 Electric Furnace with Controlled Atmosphere. R. F. Benzinger. pp. 105-107.
 Serving a Noble Metal Thermocouple. R. S. Bradley. pp. 108-109.

Zeitschrift für Metallkunde, Dez., 1933.
 Warmfestigkeit und Warmhärte verschiedener Aluminiumlegierungen. Zeerleder, Bosshard und Irmann. s. 293-299.
 Die Aushärtung von Kupfer-Aluminiumlegierungen mit Kupfergehalt über 5% und der Einfluss Zusätzen an Mangan, Nickel, Titan und Vanadium einzeln oder kombiniert. H. Bohner. s. 299-305.
 Über die Gestaltsänderung von wechselladenden Kadmiumkristallen. W. Fahrenhorst und H. Ekstein. s. 306-308.
 Über die Wasserstoffdurchlässigkeit von Armco-Eisen und Eisen mit verschiedenen Kohlenstoffgehalten bei Temperaturen von 700 bis 1000°. G. Lewkonja und W. Baukloh. s. 309-313.
 Kraftersparnis zwischen direktem und indirektem Strangpressen. Ch. Bernhoeft. s. 315-316.

The Metal Industry (London), Dec. 1, 1933.
 Tool Steel for Press Operations. A. R. Page pp. 531-534.
 Metal Spraying. W. E. Ballard. pp. 535-537.
 Expansion of the British Zinc Industry. pp. 540-541.

The Metal Industry (London), Dec. 8, 1933.
 Oil Fuel for Industrial Furnaces. F. Johnstone Taylor. pp. 555-557.
 Impurities in Commercial Zinc. Werner Frölich. pp. 559-560.
 Deoxidizer and Fluxes. G. L. Bailey. pp. 561-564.
 Control Testing of Metallic Castings. R. B. Mears. pp. 565-568.

The Metal Industry (London), Dec. 15, 1933.
 The Mechanical Properties of Metals at Low Temperatures. Part II—Non-ferrous Metals. E. W. Colbeck and W. E. MacGillivray. pp. 579-582.
 Deoxidizers and Fluxes. G. L. Bailey. pp. 583-588.
 Impurities in Commercial Zinc. Werner Frölich. pp. 589-590.

The Metal Industry (London), Dec. 22, 1933.
 The Copper Refinery at Prescott. D. W. Aldridge. pp. 605-608.
 Grain Size in Relation to Gold Working. pp. 609-612.
 Plating Shop Casting. E. A. Ollard. pp. 615-616.

The Metal Industry (London), Dec. 29, 1933.
 The Treatment of Waste from Silver Manufacture. Ernest A. Smith. pp. 627-630.

The Copper Refinery at Prescott. D. W. Aldridge. pp. 631-633.
 Grain Size in Relation to Gold Working. p. 634.
 A Comparison of Certain White-Metal Bearing Alloys particularly at Elevated Temperatures. C. E. Swartz and A. J. Phillips. pp. 637-641.

The Metal Industry (London), Jan. 5, 1934.
 The Corrosion and Protection of Magnesium and Its light Alloys. Guy D. Bengough and L. Whitby. pp. 3-5.
 The Treatment of Waste from Silver Manufacture. Ernest A. Smith. pp. 6-8.
 The Copper Refinery at Prescott. D. W. Aldridge. pp. 9-12.
 Methods and Concepts in the Development of Electrodeposition. Leslie B. Hunt. pp. 13-14.
 The Application of Electrodeposition to Printing. H. E. Bonghay. pp. 15-16.

(若林)

石炭時報 第9巻 第1號 昭和9年1月5日
 鑛業法第三十六條の掘進に關する諸問題 平田 慶吉 (2)
 地震計に依る炭層の調査に就て 青山秀三郎 (12)

電氣化學 第2巻 第1號 昭和9年1月
 亜鉛鍍金液の均一電着性に就て(第1報) 硫酸亜鉛水溶液に於ける電流密度と電流效率との關係 中島 正己 (19)

日本化學會誌 第54巻 第12號 昭和8年12月
 合金の焼戻硬化に關する研究(第5報) アルミニウムを主成分とする鋼、アルミニウム合金の焼戻中に起る硬度の變化(其の三) 川合 照 (1191)
 アルカリ土類金屬分離の一方法に就いて 船越 音藏 (1215)

土木試験所報告 第25號 昭和8年11月
 鋼矢板試験 青木 楠男 (1)

製鐵研究 第134號 昭和8年11月
 鐵鋼の研究及び検査に對するスンプ法の應用 谷口光平、上田哲三 (89)
 作業分析を通して觀たるコールドールの性質に就て 正井 省三 (99)
 剪斷機刃先の製造に就て 黒瀬 彌 (112)
 金屬鐵と共存する酸化鐵の分離定量法に就て 田澤敏次郎 (123)

金屬の研究 第10巻 第12號 昭和8年12月
 弓鋸機に依る金屬切斷面に表はれたる痕跡に就て 保坂 透、森谷市治 (519)
 アルミニウム-マグネシウム系合金の平衡状態圖 河上 益夫 (532)
 金屬セメンテーション(第1報) 亞鉛に依るセメンテーション(1) 加瀬 勉 (555)

土木學會誌 第19巻 第12號 昭和8年12月
 走行蒸氣機關車に因る橋桁強制振動の理論第2編 小澤久太郎 (1025)
 抗壓材の強制振動 庄野 卷治 (1041)
 水道用各種鐵管規格に就て (1049)

鑄物 第6巻 第1號 昭和9年1月
 鑄鋼鑄鐵製造に就て 二階堂行健 (1)
 キュボラ(鎔銑爐)に熱風利用法 岡島奈良藏 (11)

電氣學會雜誌 第54巻 第1冊 第546號
 絶緣電纜の熱特性に就いて 西田又一、三砂延治 (6)
 導體材料の品質が電氣機械に及ぼす影響に就いて 大隅菊次郎 (8)

研究報告 三菱航空機株式會社 昭和8年12月
 No. 392 硬度検査法の比較(其の一) 石澤命知、尾形康夫 (1)
 No. 393 クロームモリブデン鋼に就て(其の二) 須永 信二 (16)
 No. 394 Duraluminと熱處理 渡瀬 常吉 (30)

研究報告 住友伸銅管株式會社 昭和8年10月
 コバルト銅合金の性質、附コバルト眞鍮及コバルトアルミニウム青銅 松田 孜 (667)
 銅板の高溫度に於ける強さ並に顯微鏡組織に對する

採鑛冶金月報 第12年 第1報 昭和9年1月15日
 Belgium及luxemburgの製鐵工業(三) 澤村 宏 (3)
 粉塵の帶電現象による瓦斯爆發 杉原 英三 (11)

電氣評論 1月號
 磁氣材料として燐鐵 實藤 修作 (65)

鞍山鐵鋼會雜誌 第48號 昭和8年10月、滿洲冶金學會會報
 第1號

昭和製鋼所經過及現在の計畫 梅根常三郎 (1)
 柵原嶺山の概況 兒玉 晋匡 (4)
 本邦産シャモット煉瓦の物理的性質 三田 正揚 (17)
 銑鐵の分析用試料採取法と其の結果に就て 秋本 千秋 (40)
 赤鐵礦の還元磁化實驗 長谷川熊彦 (1004)
 軌條の暇に就て 兒玉 晋匡 (61)
 耐強酸金屬材料に就て 日下 和治 (72)
 超硬質合金 萩原 三平 (76)
 滿洲に於ける輕金屬工業に就て 内野 正夫 (80)

燃料協會誌 第13年 1月號
 昭和八年度に於ける重要な燃料關係事項 燃料協會編輯 (4)

橫濱式爐に於ける混成瓦斯の增熱試驗 高久一男、賀田立二 (36)

日本に於ける石油の需給關係 高久一男、賀田立二 (36)
 マセック式煉炭の製造に就て 保坂 文藏 (77)

電氣製鋼 第10卷 第1號 昭和9年1月15日
 シルククロム鋼の脆性原因に就て 錦織 清治 (1)
 液體硬化槽に於ける化學 金友 濤聲 (23)

二三金屬の影響 五十嵐 勇 (692)
 工具用特殊鑄鐵の豫備的研究(第1報) 細川武良司 (695)
 數種の酸、アルカリ及食鹽水中に於けるヂュラルミンの腐蝕 稻村 賢三 (726)
 アルミニウム及其合金の酸化アルミニウム(Al₂O₃)の含有量の測定 堀 健爾 (735)

日本鑛業會誌 第50卷 第585號 昭和9年1月
 電氣收銅に及ぼす硫酸鐵の影響(1) 平社敬之助 (26)

日本化學會誌 第55帙 第1號 昭和9年1月28日
 東洋古代金屬器の化學的研究(第四報) 支那古代純銅器の部(その三) 支那古代青銅器の部(その三) 古代支那に於ける青銅器の出現期と純銅器青銅器兩時代の轉換期に就て(追報) 道野 鶴松 (66)

衛生工業協會誌 第8卷 第1號 昭和9年1月
 鑄鐵罐能力調査委員會報告 衛生工業協會鑄鐵罐能力調査委員會 (23)

金屬の研究 第1卷 第1號 昭和9年1月
 Pb-Sb, Sb-Sn 及 Pb-Sn 系合金のブリネル硬度 青木 信利 (1)

元素及び化合物の寫眞乾板に對する作用 青山新一氏外2名 (21)

金屬セメンテーション(第1報) 亞鉛に依るセメンテーション(II) 加瀬 勉 (43)

理化學研究所彙報 第13輯 第2號 9年2月
 銅を主成分とする銅-亞鉛-ニッケル合金の平衡圖に就て 山口珪次外1名 (89)

昭和8年外國銑輸入高表(單位噸)

(銑鐵共同販賣會社)

| 月次 | 輸 出 國 名 | | | | | | 計 |
|----|---------|-------|-----|-----|-------|-------|---------|
| | 印 度 | 英 國 | 獨 逸 | 米 國 | 瑞 典 | 其 他 | |
| 1 | 2,450 | 51 | — | — | — | — | 2,501 |
| 2 | 5,052 | 406 | — | — | — | — | 5,458 |
| 3 | 11,338 | — | — | — | — | — | 11,338 |
| 4 | 10,711 | — | — | — | — | — | 10,711 |
| 5 | 14,439 | 1,016 | 100 | — | — | 4,551 | 20,106 |
| 6 | 25,760 | 711 | — | 101 | — | 450 | 27,022 |
| 7 | 17,153 | 508 | — | — | 4,002 | — | 21,663 |
| 8 | 17,894 | 102 | — | — | 1,000 | 15 | 19,011 |
| 9 | 19,547 | — | — | — | — | — | 19,547 |
| 10 | 12,673 | — | — | — | — | — | 12,673 |
| 11 | 20,573 | 3 | 122 | — | — | — | 20,698 |
| 12 | 14,470 | — | 102 | 153 | — | 20 | 14,745 |
| 計 | 172,060 | 2,794 | 324 | 254 | 5,002 | 5,036 | 185,473 |

昭和9年1月中八幡製鐵所銑鋼生産高表(單位噸)

+増 -減

| 銑 | | 鐵 | | 鋼 | | 塊 | | 鋼 | | 材 | |
|--------|------|--------|---------|------|---------|---------|------|---------|-------|------|--------|
| 當月生産高 | 前月比較 | 1月以降累計 | 當月生産高 | 前月比較 | 1月以降累計 | 當月生産高 | 前月比較 | 1月以降累計 | 當月生産高 | 前月比較 | 1月以降累計 |
| 97,633 | — | 97,633 | 137,303 | — | 137,303 | 117,101 | — | 117,101 | | | |

昭和8年12月中重要生産月報抜萃(商工大臣官房統計課)

| 品名 | 12月中 | 前月 | 前年同月 | 1月以降累計 | |
|---------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| | | | | 昭和8年 | 昭和7年 |
| 金 (gr) | 1,185,238 | 1,194,953 | 999,578 | 13,492,797 | 12,334,396 |
| 銀 (gr) | 17,714,565 | 15,353,150 | 13,893,946 | 185,345,119 | 163,035,355 |
| 銅 (kg) | 5,747,111 | 5,601,653 | 5,913,943 | 68,455,056 | 71,012,566 |
| 黃鐵石 (tons) | 9,632 | 9,253 | 7,593 | 104,055 | 77,085 |
| 石炭 (tons) | 2,975,954 | 2,829,153 | 2,413,363 | 30,049,421 | 26,081,727 |
| 石油(原油) (100l) | 180,809 | 176,127 | 196,238 | 2,183,621 | 24,496,757 |
| セメント (tons) | 393,580 | 429,544 | 370,718 | 4,781,027 | 3,731,387 |
| 過燐酸石灰 (〃) | 105,697 | 105,864 | 99,379 | 1,127,977 | 1,037,730 |
| 硫 安 (〃) | 57,195 | 57,795 | 49,816 | 713,746 | 684,887 |